

メディカル会員について

医療法人社団高橋整形外科クリニック 疾病予防運動施設メディカルフィットネススポーツクラブ(MF スポーツクラブ)は厚生労働大臣認定の「指定運動療法施設」です。

高血圧、脂質異常症、糖尿病、虚血性心疾患等の生活習慣病や腰痛や関節痛といった整形外科疾患等で医師により運動が必要と診断された場合、当クラブでお支払いいただいた会費が医療費とみなされ、医療費控除の対象となります。※週1回以上、8週間以上の運動の継続が必要となります。

STEP1 運動療法指示書の発行

- 1 かかりつけの医療機関がある場合→かかりつけ医療機関を受診し、医師へ《**運動療法指示書**》の作成を依頼してください。《**運動療法指示書**》を持参の上、高橋整形外科リハビリテーションクリニック、高橋整形外科クリニックを受診してください。
- 2 かかりつけ医療機関がない場合→高橋整形外科リハビリテーションクリニック、高橋整形外科クリニックを受診してください。

STEP2 運動療法処方箋の発行

- 1 高橋整形外科リハビリテーションクリニック、高橋整形外科クリニックより【**運動療法処方箋**】を発行致します。

STEP3 運動開始 @MF スポーツクラブ

- 1 初回カウンセリング、体組成測定を行います。
- 2 運動療法処方箋に基づいて健康運動指導士、健康運動実践指導者等が運動指導を行います。

STEP4 運動の継続 @MF スポーツクラブ

- 1 週に1回以上、8週間以上、運動を継続させましょう。健康運動指導士、健康運動実践指導者等が個別に運動プログラム作成いたします。

STEP5 3か月に1度は医療機関の医師の診察を受けましょう

- 1 **運動療法処方箋を作成した医師**の診察を受けていただきます。

STEP6 関係書類の発行 @MF スポーツクラブ

- 1 運動療法終了後、当クラブより「運動療法実施報告書」「運動療法実施証明書」をお渡しします。
- 2 **運動療法処方箋を作成した医師**を訪問し「**運動療法実施報告書**」を提出、「**運動療法実施証明書**」に証明をもらいます。

※医療費控除を受けられるのは、該当年(1/1~12/31)に世帯の総医療費が10万円を超える場合です。

STEP7 確定申告 税務署

- 1 確定申告の手続きをします。
申請には、**会費の領収書/運動療法実施証明書**が必ず必要になります。

●お問い合わせ

メディカルフィットネススポーツクラブ

TEL 0123-26-1971 までお願い致します。または当クラブホームページのお問い合わせよりお願い致します。

